

(表面)  
番号 \_\_\_\_\_

## 河川敷一時使用届

令和 年 月 日

庄内川河川事務所  
土岐川出張所長 殿

住 所

届出者 団体名

代表者氏名



下記のとおり河川敷の一時使用について届出ます。

連絡責任者 (緊急時等)	氏 名： 電話番号：
1. 河川の名称	庄内川 水系 土岐川 左岸 ・ 右岸 k 付近 (〇〇町 地先)
2. 使用場所	
3. 使用目的 及び内容	
4. 使用人数 及び面積	大人 名、子供 名 合計 名 約 m <sup>2</sup>
5. 使用期間  (予備日)	令和 年 月 日 時 分から
	令和 年 月 日 時 分まで
	令和 年 月 日 時 分から
	令和 年 月 日 時 分まで
6. その他	
7. 添付資料	位置図 ・ 平面図 ・ その他参考となる資料

※提出部数は正1部です。

(裏面)

## 河川一時使用にかかる遵守事項

河川の使用にあたっては、届け出者は以下の事項を遵守します。

1. この届は、排他独占的な河川使用の許可ではありません。よって、他の河川利用者や沿川地域住民（以下 第三者）との利用調整は十分図り、必要な安全対策を行います。  
万一、第三者に被害を与えた場合は、全て届出者の責任において解決します。
2. 河川法、その他関係する法令、条例、規則、慣行等を遵守すること。
3. 本届出の使用目的及び内容と異なる使用はしないこと。
4. 工作物は原則として設置しません。
5. 土地の掘削や盛土など、土地の形状変更を伴う行為を行いません。また、竹木の伐採、土石の採取行為については、原則として行いません。
6. 護岸等の河川管理施設を損傷した場合、速やかに出張所に届出てその指示に従います。この場合における原状回復に要する費用は、全て届け出者が負担します。
7. 河川使用後は、使用場所周辺のゴミ持ち帰りや清掃を行うなど、河川の清潔保持に努めます。
8. 火気を使用する場合は、直火を避け、類焼防止措置をとり、火の始末に十分注意します。また、使用後の焼却灰などは全て持ち帰ります。
9. 気象情報を十分把握し、河川の増水の恐れがある場合は使用しません。  
また使用中に少しでも危険な状況が発生した場合は、速やかに河川外に避難します。また、その為の避難経路等を予め確認しておきます。
10. イベント等の駐車場として高水敷への乗り入れはしないこと。

※「雨量」「水位」の情報提供

携帯版 <https://www.river.go.jp/s/xmn0105010/>

インターネット <http://www.river.go.jp/portal/#80>

携帯版QRコード



国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 土岐川出張所

多治見市前畑町一丁目 39 番 1 号

TEL 0572-23-8505

FAX 0572-23-8509